

出版事業委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 出版事業委員会は、本学会が出版する教科書、専門書および技術啓発書について、企画・製作・販売の基本方針を審議する。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 教科書、専門書および技術啓発書の出版に関する基本的事項
- (2) 教科書、専門書および技術啓発書の市場調査と販売企画に関する事項
- (3) 教科書、専門書および技術啓発書の新刊の企画
- (4) 新刊が決定された教科書、専門書および技術啓発書の出版までのフォローアップ
- (5) 教科書、専門書および技術啓発書の重版・改訂・廃刊等に関する事項
- (6) 教科書、専門書および技術啓発書の販売および損益に関する事項
- (7) 教科書、専門書および技術啓発書の著作権に関する事項
- (8) その他、会誌を除く出版に関する重要事項

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長 1名

委員 専務理事、編修出版理事、各部会の主査副主査、営業担当ほか数名

委員長および委員については、理事会に提案し承認を得る。

2. 必要に応じ、副委員長、幹事、顧問を置くことができる。委嘱は会長名で行う。

3. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(下部組織)

第4条 本委員会の下部組織として、教科書・専門書および技術啓発書に関する部会を設置することができる。

2. 部会の設置、委員等については、本委員会の承認を得る。

3. 部会は第2条(1)、(2)、(3)の審議を行う。

4. 部会の運営は別に定める「部会運営要綱」による。

(任 期)

第5条 委員会の構成員の任期は次による。

(1) 委員長の任期は原則3年とし、再任を妨げないが、引き続き2期を超えてはならない。

(2) 委員の任期は専務理事、編修出版理事を除き原則として3年とし、再任を妨げない。

(招 集)

第6条 委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事 務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の作成等委員会に必要な準備を行う。

3. 議事録は事務局が作成し、次の委員会で確認の後、別に定める期間保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成10年11月12日、理事会において承認・制定。即日施行。
2. 平成14年1月22日、出版事業委員会において一部改正。
3. 平成30年10月24日、出版事業委員会にて一部改正。